

# 金沢市地域除排雪活動費補助金の申請手続きについて

雪害対策本部\*設置された場合に、市道及び市道以外の通学路など、市長が必要と認める道路において、町会が事業者（法人）に機械による除排雪を委託した費用の4分の3（一町会あたり上限：70万円／雪害対策本部設置毎）を補助します。  
※ 金沢市で大雪警報が発表され、排雪場を開設した場合で、市長が特に必要と認めた場合に設置されます。（結ネット、HP、SNS等で広報）

## 1. 申請方法

### ★電子申請

### ★申請用紙での申請

除排雪完了後 15 日以内に、町会長名で金沢市道路管理課あて申請してください。

■提出書類（各様式は、『いいね金沢』ホームページからダウンロードしてください。）

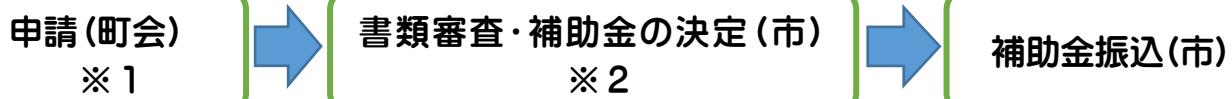
- ① 申請書類
- ・補助金交付申請書
  - ・補助事業の内容書
  - ・収支決算書
  - ・請求書
  - ・町会長確認書、受任者確認書



補助金申請書 HP

- ② 添付書類
- ・除排雪箇所位置図（除排雪箇所を図示）
  - ・作業後の写真
  - ・除排雪委託費用の領収書（写し）及びその内訳がわかるもの※
  - ・**※使用除雪機械の規格（〇〇m・〇トン等）が分かるようにしてください**
  - ・口座通帳の写し（口座番号、口座名義、支店名等確認できるもの）

## 2. 補助金交付までの流れ



※1…町会で除排雪を完了後、15日以内に申請してください。

※2…補助金は、金沢市道路除雪作業委託業務の除雪単価を基準として算定します。

### ■申請の締め切りについて（例）

補助対象期間	12月上旬	除雪作業本部の設置	1/13 町会で除排雪を実施	対象外
	2/3	金沢市に大雪警報発令		
	2/4	金沢市が排雪場を開設		
	2/5	雪害対策本部の設置 (設置時に補助対象期間を決定・周知)		
	2/17	雪害対策本部の解散	2/9 町会で除排雪を実施	提出 2/24〆
	3月中旬	除雪作業本部解散	2/17 町会で除排雪を実施	提出 3/3〆
			2/18 町会で除排雪を実施	対象外

問合せ先：金沢市道路管理課 220-2319